

# 目的信託の存続期間の制限とその根拠の再検討

東京大学大学院法学政治学研究科准教授 後 藤 元

## 目 次

- I. 目的信託の存続期間の制限
  - 1. 目的信託の効力の承認
  - 2. 目的信託の存続期間の制限
  - 3. 存続期間の制限に対する批判と疑問
  - 4. 本稿の検討の内容
- II. 信託法における目的信託の規律とその制定過程
  - 1. 信託法における目的信託に関する規律の概要
  - 2. 目的信託に関する信託法部会での議論
  - 3. 後継ぎ遺贈型受益者連続型信託の有効期間に関する信託法部会の議論
  - 4. 小括
- III. 目的信託による差押禁止財産の創出について
  - 1. 「差押禁止財産の創出」の問題点
  - 2. 「差押禁止財産の創出」への対処方法
- IV. 目的信託の存続期間の制限と旧法下および米英の議論
  - 1. 旧法下の議論
  - 2. アメリカにおける議論
  - 3. イギリスにおける議論
  - 4. 小括
- V. 目的信託の存続期間の制限の根拠の再検討
  - 1. 後継ぎ遺贈と財産処分への自由の制約の機能的分析
  - 2. 目的信託への応用
  - 3. 一般財団法人との比較
- VI. 終わりに

## I. 目的信託の存続期間の制限

### 1. 目的信託の効力の承認

平成18年に新しく制定された信託法（平成18年法律第108号）の特徴の一つとして、「多様な信託の利用ニーズに対応するため、新たな類型の信託の制度を創設」したことが挙げられる<sup>(1)</sup>。そのような新たな類型の信託の一つが、受益者の定めのない信託（同法第11章）である。

このような信託は、旧信託法（大正11年法律第62号：以下、「旧法」という）の下では、公益信託の場合を除いて無効であると解されていたが、非営利活動への民間資金の導入や資産流動化の取引等における有用性<sup>(2)</sup>から、濫用を防止するための措置を講じた上で、公益目的とまではいえない受益者の定めのない信託についても有効とされたものである<sup>(3)</sup>。以下では、このような公益目的ではない受益者の定めのない信託<sup>(4)</sup>を、従来の用法に従って、「目的信託」ということとする。

## 2. 目的信託の存続期間の制限

目的信託の濫用を防止するための規制の一つに、その存続期間が20年を超えることができないとされていること（信託法259条）が挙げられる（この存続期間の制限は、公益信託には適用されない（公益信託ニ関スル法律2条2項））。

この存続期間の制限は、信託法の立案担当官によると、「受益者の定めのない信託がされた場合には、信託財産に係る給付を受けるべき者が存在しないのみならず、信託の変更等に関しても、委託者が単独でもしくは受託者との合意によって行うか、または信託の目的によって拘束することが可能となるから…、信託の目的をはじめとする信託行為の内容（例えば、信託財産を現状のまま管理しておくというようなもの）によっては、信託財産の管理・処分を受託者の下で拘束することが可能となり、国民経済上の利益という観点からの合理的・効率的な財産の利用や物資の流通が妨げられることとなるおそれもある」ことから、設けられたものである<sup>(5)</sup>。

また、存続期間の上限が20年とされたのは、「所有権または所有権以外の財産権の取得時効の期間（民法第162条第1項および第163条）、債権または所有権以外の財産権の消滅時効の期間（民法第167条第2項）、賃貸借の存続期間（民法第604条）が、いずれも20年とされていることなど、信託法と同じく民法上の法律関係を規律する民法は、20年をもって、一定の目的での財産権の長期利用の区切りとなる期間と評価していると考えられるからである」<sup>(6)</sup>と説明されている。

## 3. 存続期間の制限に対する批判と疑問

このような存続期間の制限に対しては、まず、①20年を超える期間のニーズがあった場合に、これに対応できないという批判が向けられている<sup>(7)</sup>。信託法の制定過程で念頭に置かれていた利用例について言えば、長命な種のペットの飼育や自宅の記念館としての管理

には20年では不十分であろうし<sup>(8)</sup>、20年を超える住宅ローン債権や長期にわたるPFI等のスキームに用いることもできない<sup>(9)</sup>。また、目的信託を利用したソフトウェアのオープンソース性の維持<sup>(10)</sup>にも限界があることになる<sup>(11)</sup>。

これらの20年を超えるニーズについては、わが国の現行法制の下で利用可能なスキームとして存続期間に制限のない一般社団法人または一般財団法人があり、また特に資産流動化については、ケイマン諸島のチャリタブル・トラスト等の海外の租税回避地におけるスキームを利用すること<sup>(12)</sup>が考えられる。しかし、前者については、②一般社団法人・一般財団法人では財産の利用方法の拘束が認められる期間に制限がないのに、目的信託ではそれが制限されているのはなぜか、という疑問が生じよう<sup>(13)</sup>。

また、後者についても、③わが国の国民経済上の利益の観点から目的信託の存続期間が20年間に制限されているのであれば、この制約を海外のスキームの利用により容易に免れることができよいか、という疑問が逆に出てくるように思われる。信託の存続期間の制限という点のみについての準拠法は特に論じられてはいないようであるが<sup>(14)</sup>、これを信託準拠法によるものと解したとしても<sup>(15)</sup>、わが国に所在する（実質的な）信託財産の管理・処分が長期間拘束されてしまうことがわが国の国民経済上の要請に反するものなのであれば、法の適用に関する通則法42条により、外国法による目的信託<sup>(16)</sup>の存続期間も20年間に制限されるべきであるとの考え方が成り立つ可能性もあろう<sup>(17)</sup>。

さらに、目的信託の存続期間を制限する必要があるとしたとしても、④その期間が20年なのはなぜか、という問題がある。同様に財産に対する長期の拘束の是非が問題とされる後継ぎ遺贈型受益者連続型信託（信託法91条）については、「全体の有効期間としては100年程度にとどまるのが相当」という観点から制

度が設計されていることと比べると<sup>(18)</sup>、20年という限界はかなり短いものであるようにも思われる。この点について、立案担当官は上記のように民法上の時効期間や賃貸借の存続期間を参考にしたものと説明している。このような期間の適切な長さを論理的に決めることは困難であるため、既存の制度における期間を参考にするにはやむを得ないと考えられるが、そうだとすると、一定期間存続した事実状態を権利関係に反映するための制度である取得時効や消滅時効の期間と、一定の目的への財産の拘束を許容できる期間とは、その趣旨が異なるように思われる。賃貸借契約の存続期間については、一定の形態での財産の利用期間を定めたものとして、目的信託の存続期間の趣旨と類似性があると言えなくはないが<sup>(19)</sup>、賃貸借契約の存続期間に関する規定は債権法の改正によって廃止される可能性があり<sup>(20)</sup>、その場合には目的信託の存続期間をどう定めるのか<sup>(21)</sup>という問題が生じよう。

#### 4. 本稿の検討の内容

以上のような問題意識から、本稿では、目的信託の存続期間が20年に限られていることの根拠を再検討することを目的とする。目的信託に関する先行研究では、目的信託の有効性を認めることの是非やそれを可能とするための仕組みに焦点が当てられることが多かったように思われるが、本稿ではこれらの問題は扱わない。目的信託というスキームに一定の合理的なニーズがあり、その有効性が認められるということを前提として、その存続期間を制限するということの意義を探ろうとするものである。

具体的な検討の順番としては、まず目的信託の存続期間の制限に関する規律がどのように形成されたのかを、法制審議会信託法部会（以下、信託法部会という）の議論を通じて分析する（Ⅱ）。この作業により、目的信託の存続期間の制限には、上記の立案担当官の

説明とは異なり、目的信託により差押禁止財産が創出されるのではないかという懸念が影響していたことが示される。そこで、この差押禁止財産の創出という懸念の意義と、それに存続期間の制限によって対処することの可否を検討する（Ⅲ）。その後で、わが国の旧法下やアメリカおよびイギリスにおいて、目的信託の存続期間の問題がどのように論じられているかを確認し（Ⅳ）、最後に、後継ぎ遺贈に関する近時の機能的な分析を参考に、目的信託の存続期間の制限の根拠の再検討を試みる（Ⅴ）。

## Ⅱ. 信託法における目的信託の規律とその制定過程

### 1. 信託法における目的信託に関する規律の概要

まず、議論の出発点として、信託法における目的信託に関する規律の全体像を確認しておこう。

信託法第11章にいう「受益者の定めのない信託」とは、受益者の定めも受益者を定める方法の定めもない信託のことをいい（信託法258条1項）、公益信託も受益者の定めのない信託の一種として位置付けられている（公益信託ニ関スル法律1条）。このような受益者の定めのない信託は、受託者が、受益者のためではなく、信託の目的の達成のために忠実義務を負うものとされている点（信託法30条・261条）で、受益者の定めのある信託と異なっているが、信託財産が委託者・受益者・受託者の債権者から隔離されている点（信託法23条）は、受益者の定めのある信託と同一である。

信託法の制定過程においては、目的信託を一般的に有効と認めることに対して、その濫用への懸念が少なからず示されたため、信託法は濫用を防止するための複数の措置を設けている。

まず、受益者の定めのない信託においては、

受益者による受託者に対する監督が観念できないことから、信託行為に特段の定めを置かなくても、受託者に対する損失でん補等の請求権等の受益者の権利を委託者が有するものとされ（信託法260条1項第1文）、これらの権利を信託の変更によって制限することが禁止されている（同項第2文）<sup>(22)</sup>。遺言により受益者の定めがない信託がされた場合には、委託者も存しないことになるため、信託管理人の選任が義務付けられており（信託法258条4-8項）、その権限を信託行為等によって制限することが禁止されている（信託法258条4項第2文、260条2項）。また、信託宣言によって受益者の定めのない信託をすることは、委託者と受託者が同一人となり、委託者による監督が期待できないため、禁止されている（258条1項）<sup>(23)</sup>。

このように、受益者の定めのある信託と受益者の定めのない信託との規律内容が大きく異なっていることから、信託の変更によって、受益者の定めのない信託に受益者の定めを設けることや、受益者の定めのある信託の受益者の定めを廃止することも、禁止されている（258条2-3項）<sup>(24)</sup>。

そして、既にみたように、受益者の定めのない信託の存続期間は、20年を超えることができないものとされている（信託法259条）。ただし、この存続期間の制限は、公益信託には適用されない（公益信託ニ関スル法律2条2項）。仮に信託行為において20年を超える期間を定めたとしても、20年を超える部分は一部無効となり<sup>(25)</sup>、20年の経過時点で信託は終了することとなる<sup>(26)</sup>。これにより、受益者の定めのない信託の清算が行われることになるが、残余財産受益者は定義上存在しないため、残余財産は、帰属権利者が指定されている場合にはその者に（信託法182条1項2号）、帰属権利者の指定がない場合には、委託者またはその相続人その他の一般承継人に帰属することとなる（同条2項）<sup>(27)</sup>。

このほか、「受益者の定めのない信託がこ

れまでにない新たな類型の信託であることから、あらゆる者が受託者となり得るとすると脱税など不法な目的に濫用されるおそれを払拭することができないとの懸念が示されたこと」を受けて、別に法律で定める日までの間、公益信託ではない受益者の定めのない信託の受託者となりうるのは、当該信託に関する信託事務を適正に処理するに足る財産的基礎及び人的構成を有する者として政令で定める法人に限定されている（信託法附則3項）<sup>(28)</sup>。

## 2. 目的信託に関する信託法部会での議論

それでは、以上のような目的信託に関する規律、特に存続期間の制限に関する規律は、どのような議論を経て形成されたのであろうか。信託法部会<sup>(29)</sup>における目的信託に関する議論<sup>(30)</sup>の経緯を辿ってみよう。

信託法部会において、目的信託が議題として初めて取り上げられたのは、第2回会議のことである。この回では、事務局から目的信託の有効性を認める案と認めない案の両案が提示され、各委員・幹事からは、主に目的信託のニーズと弊害についての一般的な意見が述べられている。その中で弊害として挙げられていたのは、目的信託を設定した上で委託者の家族が目的信託と労務提供契約を締結したことにより信託財産から利益を受けることにより受益者としての課税を避けるという脱税に用いられる懸念、財が固定化して誰も手を出せなくなるという懸念、（受託者に対する）ガバナンスが不在になるという懸念、そして相続法秩序との関係の問題である。

このような議論を経て、第10回会議においては、目的信託の有効性を認める案に、存続期間の制限が盛り込まれている。これは、目的信託を設けると「永久に実質的な所有者が存在せず、処分されない財産が生み出される懸念がある」という指摘を受けたものであり、上限の値としては、民法の永小作権の存続期間の上限や地方税法の規定<sup>(31)</sup>を参考に、50年または100年というものが例示されてい

る。この回では、弊害に関する新たな視点として、「信託宣言についてあれだけ、債権者詐害・・・を問題にするのなら、目的信託だって同じように使おうと思えば使える、受益者が本当はいるのに受益者を隠しておくことすらできる」という意見や、「帰属権利者を定めて目的信託を・・・しますと、財産隠匿と・・・ということが今までよく出てきましたが、これは差押禁止定期預金を作るようなもの」であり、「ある不動産をペットでもいいし、何かを受益者に相当するものとして置いて、10年後はその目的が終了して、その帰属権利者に戻る、それはイコール委託者かもしれないということになると、10年間は差押えをしないようにしてもらおうということ」になるという意見<sup>(32)</sup>が出されている。

後者の意見は、第16回会議においても、次のような形で繰り返されている。目的信託を認めるということは、「結局、差押不可能定期預金をつくるということですよ。もちろん、そのつくった時点で債権者詐害の状態であれば、債権者詐害信託として取り消し得ることになるわけですが、なければ、大丈夫なうちにどんどん目的信託をつくっておけばよいということになりそうな気がするんですね。もしそういったことを避けようということになりますと、乙案の第2項の『一定の期間』というのを、やはりかなり短くせざるを得ないのではないかと。そうなりますと、今度は、先ほど申し上げましたような準公益信託とか、あるいは資産流動化のための目的信託というものの需要に添えない結果になるのではないかと。したがって、目的信託というものを一般的に認めるという形で本当に書けるのかというのは、私は、かなり疑問な気がいたしまして、それならば、資産流動化なら資産流動化のためにつくればいいのではないかと。という気がするのですが。」

この差押禁止財産を作ることになるとの懸念に対しては、目的信託の信託財産は「委託者の財産からは離脱している財産」であり、

「委託者が差押禁止としながら引き続き利益を享受するという形態のものではない」ため、「執行妨害というか、差押え逃れという懸念が果たしてどれだけあるのか」という反論と、「信託債権が発生すれば、それについては当然この信託財産となる目的信託の信託財産には、その債権者がかかってこられることとなりますので、純粋な意味で差押禁止財産をつくるということには、必ずしもならない」という反論がなされている。これに対しては、委託者を帰属権利者とすることもできる、また信託期間中に信託財産がどれだけ減少するかは信託目的の作り方の問題であるという再反論がなされている<sup>(33)</sup>。

この目的信託の有効性を認めた場合の存続期間の上限の値については、第18回会議で取りまとめられた信託法改正要綱試案では、「なお検討する」ものとされていたが<sup>(34)</sup>、第25回会議に至って、事務局から、存続期間を20年に限定することが提案された。これに対しては、当時において資産流動化のボリュームが一番多い住宅ローン債権には30年を超えるものがあるため、20年では不十分であるとの指摘がなされており、20年経過時の延長の可能性も議論されたが、それは期間制限の趣旨に反するもので無効ではないかとの意見も出され<sup>(35)</sup>、結論が出されないまま終わっている。

この段階で存続期間の上限を20年としたことの根拠については、「〇〇委員から詳細にご説明頂戴した通り、財産の永久禁止則とかいうような話にひっかからないように、20年を超えて存続できないように」したものであるとの説明が事務局からなされているが、これは第19回会議における新井誠参考人の「高齢社会における民事（個人）信託制度の必要性」と題する報告<sup>(36)</sup>の次の部分を指すものであると思われる。

同参考人は、アメリカにおけるダイナステイトラストに批判的な立場から、「信託期間を限定するという点に関して、我が国信託

法には明文の規定はありません。ただし、これは他益信託一般に必要な原則ではないかというふうに考えます。というのは、特に受益者連続機能を認めることになると、信託財産が家族世襲財産となるという不安もあるわけですから、ぜひこの rule against perpetuities については導入していただきたい」として、その期間について、「我が国の実務では、先ほど検討しましたパーソナルトラスト<sup>(37)</sup>、これでは信託契約期間は原則上限20年、安心サポート信託<sup>(38)</sup>では上限25年とされています。民法上の時効期間、賃貸借の存続期間等を参考にして20年とか25年にするのが妥当であるように思われますし、実務上もそれで支障はない」と述べている<sup>(39)</sup>。信託法259条についての立案担当者の解説<sup>(40)</sup>における民法上の時効期間や賃貸借の存続期間への言及も、ここに由来するものであろう。このような提案の根拠としては、家族世襲財産の創出による富裕層とそれ以外への社会の二極化への懸念のほか、将来的に受益者数が増加した場合の管理コストの大きさ、死亡した委託者の意思によるコントロールが永続することの所有権理論上の問題、不動産の売却が制限された場合の物資の流通の阻害が挙げられている。

以上の信託法部会の議論を要約すると、目的信託の存続期間の制限が導入されたのは、信託法259条についての立案担当者の解説と同じく、財産の固定化や流通性の阻害への懸念からであるといえるが、その期間の長さの設定については、複数の要素が混ぜ合わさっているということができよう。すなわち、財産の固定化や流通性の阻害への懸念への対処として当初想定されていたのは50年または100年という比較的長期の上限であったが、目的信託により差押禁止財産が創出されることへの懸念という異なる観点<sup>(41)</sup>から上限値の引き下げが要求され、さらにそれに正面から答える形ではなく、受益者連続型信託を認めた場合の家族世襲財産化への対処として導

入が求められた期間制限が、目的信託の期間制限にいわば転用されているように思われるのである<sup>(42)</sup>。

### 3. 後継ぎ遺贈型受益者連続型信託の有効期間に関する信託法部会の議論

これに対して、新井参考人の提言の直接の対象であった、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託の有効期間は、「当該信託がされた時から三十年を経過した時以後に現に存する受益者が当該定めにより受益権を取得した場合であって当該受益者が死亡するまで又は当該受益権が消滅するまでの間」（信託法91条）とされており、最も長い場合を考えると、信託設定時からちょうど30年後に出生した受益者が死亡するまでで、概ね100年強ということになる<sup>(43)</sup>。そこで、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託の有効期間に関する規律がどのような議論を経て形成されたのかということについて、信託法部会の議論を概観しておこう<sup>(44)</sup>。

後継ぎ遺贈型受益者連続型信託は、当初は遺言代用信託に関する論点の中で議論されていたところ、パブリックコメントの直前に独立の論点として整理されたものである。この論点についてまとまった議論が初めてなされたのは第24回会議であり、事務局からの最初の提案が示されたのは第27回会議である（既に見たように、目的信託の存続期間については、第25回で20年という案が示され、ほぼ決着している）。事務局は、まず有効期間を「一定の年数で区切るというのは必ずしも信託の目的の実現に沿わない可能性がある」として、目的信託について採用された形の規律を否定した上で、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託は信託行為時に現存している者（胎児を含む）を受益者とする限りで有効であるという解釈を基本としつつ、個々の信託の内容に応じた具体的判断が必要であるため、特段の規定を設けないものとする旨を提案した。これに対しては、通常の信託であれば現存していない（胎児でもない）者を受益者とする事が可

能であるはずであるとの意見や、実務上の有効性を確保するためには何らかの規定があることが望ましいとの意見が述べられている。また、考慮要素としては、相続制度・相続秩序の維持という観点の他に、ある世代の者の意思によって財産の利用方法が拘束されてしまうことが財産権秩序に反するという観点もあり、後者の方が重要であるとの指摘もなされている。

これを受けて、第28回会議においては、「信託設定時から一定の期間内に現に存することとなった受益者との関係では、その受益者が死亡するまでの間、当該信託が有効に存続する」という期間制限のかけ方が提案され、また「一定の期間」については、「委託者の自由の問題と財産権秩序あるいは財産の効用の最大化のバランス」という観点や「委託者の目の届く範囲、鑑識眼の及ぶ範囲で有効と認めるべきではないか」というような観点があることを考慮して、一応の案として20年という数値が示された。これに関しては、子や孫の代までをカバーするのに20年間で十分か否か、また委託者の死亡後に出生した者を受益者とするまで認めるべきかという点について議論がなされた。

実質的な議論がなされた最後の回である第29回会議においては、「一定の期間」として20年と50年の2案が提示され、その間の数値も含めてどうすべきかが議論された。まだ幼い子に将来産まれるであろう孫の面倒を見たいというニーズが紹介される一方で、ある世代の者の意思が将来の世代の行動をコントロールしかねないことへの懸念や、財産の利用方法が拘束される期間が全体として100年を越えることへの懸念などが指摘された。また、部会長であると思われる委員から、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託の場合には受益者が存在するので、受益者が「一定の場合には信託を終了させたり、変更させたりすることもできる」ため、「目的信託よりは少し長目の期間であってもおかしくないかもしれない」と

して、「50年はちょっと長いけれども、30年ぐらいというのは一つあり得る考え方もしれない」との個人的な意見が述べられている。このほかにも、受益者がいない期間について受託者が全部裁量権を持つことになり、その期間が長期にわたることは望ましくないのではないかとの意見<sup>(45)</sup>も出されているが、これに対しては、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託では一番最後の受益者が現れる前にも別の受益者が存在するとの応答がなされている。このような議論の上で、最終的には部会長と事務局に「一定の期間」の選択が一任され、第30回会議において、これを30年としたことが報告されている。

#### 4. 小 括

以上の後継ぎ遺贈型受益者連続型信託についての議論を目的信託の存続期間の制限に関する議論と比較すると、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託については、差押禁止財産の創出やその他の濫用（脱税・マネーロンダリング<sup>(46)</sup>等）に用いられる懸念は議論の過程で示されておらず、主に委託者の自由と相続秩序、財産権秩序あるいは財産の効用の最大化とのバランスという観点から検討がなされていること、有効期間の上限を一定の年数で区切るという方法はニーズを満たせない可能性があることから早期に選択肢から除外されたこと、「〇年以内に現存するに至った受益者の死亡まで」という形を採ることでトータルでの有効期間が長期にわたることが許容される一方で、100年が一つのメルクマールとして意識されていたようであることなどが注目される。

また、目的信託と後継ぎ遺贈型受益者連続型信託との間には、受益者による信託の終了・変更の可能性の有無という違いがあることから、両者の期間の違いを説明しようとする意見も述べられていた。新井参考人の報告の中で言及されていた英米法の永久拘束禁止則（rule against perpetuities）とは、「死者の手」

による支配を制限することによって、現在の所有者による財産の活用と財産の市場性を確保することを目的とした原則であり、伝統的には「ある権利は、その設定時に生存している者の死後21年間以内に確定するように設定されない限り、無効である」と定式化されるものであるが、信託の終了・変更に関する規律の柔軟化等と引き換えに、アメリカでは緩和・廃止される傾向にある<sup>(47)</sup>。信託の終了・変更の可能性を重視する上記の意見は、このアメリカの永久拘束禁止則に関する近時の動向に合致するものであり、重要な観点を示すものであるとも思われる。

しかし、この発言者は、信託の終了・変更の可能性の違いから後継ぎ遺贈型の受益者連続型の期間が目的信託の期間より少し長くてもよいとする際に、信託設定時から受益者の出生までの「一定の期間」の長さ(20~50年)と目的信託の20年間という存続期間とを比較していたようであり、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託のトータルの拘束期間(≒100年)に着目していたその他の委員との間には、ずれがあるようにも思われる<sup>(48)</sup>。時間的に先に決定された目的信託の存続期間に関する議論においては、このような信託の終了・変更可能性の有無が問題とされてはいなかったことも併せ考えると、目的信託の存続期間の上限が20年と比較的短く設定されたことの背景には、やはり目的信託について指摘されていた差押禁止財産の創出への強い懸念を示す意見の影響があったことは否定できないように思われる<sup>(49)</sup>。

### Ⅲ. 目的信託による差押禁止財産の創出について

そこで、次に目的信託による差押禁止財産の創出への懸念について、具体的にはどのような問題点があると考えられているのか、また、それを解決するための手段として目的信託の存続期間を制限するというをどのよ

うに評価できるのかという点を検討することとしたい。

#### 1. 「差押禁止財産の創出」の問題点

まず、目的信託によって差押禁止財産が創出されることになるとの懸念を示す論者は、具体的にどのような弊害を念頭に置いているのであろうか<sup>(50)</sup>。

差押禁止財産の創出への懸念は、財産を差し押さえることができなくなる債権者の利益を問題とするものであると考えられるが、いつの時点における誰の債権者の利益に注目しているのかが不明瞭であるきらいがある<sup>(51)</sup>。容易に思いつくのは、既に債務超過状態にある委託者が目的信託を設定することにより委託者の責任財産が減少することによって、信託設定時における委託者の債権者が害されるという状況であるが、このような場合には当該目的信託を詐害信託として取り消すことが可能である(信託法11条)。このことは、差押禁止財産の創出への懸念から目的信託の存続期間の上限を短くすることを主張していた論者自身も認めているところである<sup>(52)</sup>。

信託法部会において論者が問題としていたのは、委託者を帰属権利者として目的信託を設定し得ることであった。目的信託設定時に委託者の債権者が害されるわけではないということ的前提とすると、これは、委託者が目的信託の設定後に自らの資産額を超える額の債務を負担した場合、委託者は目的信託の終了時には帰属権利者として信託財産から利益を受けることができるにもかかわらず、信託財産に対する強制執行を受けずにすむということを問題視するものであると思われる。委託者が帰属権利者であるにとどまらず、信託期間中に(受益者としてではなく)労務提供の対価その他の名目・方法で間接的に信託財産からの利益を受けている場合には、より問題性が強いということになろう<sup>(53)</sup>。このような考え方は、アメリカにおいて委託者自身が受益者である場合の浪費者信託条項は伝統

的に無効であると解されてきたこと<sup>(54)</sup>と同様の観点に立つものであると考えられ、その問題意識は理解できないものではない。

## 2. 「差押禁止財産の創出」への対処方法

それでは、このような問題意識に対する方策として、目的信託の存続期間を20年間に制限するということが適切なものであるといえるだろうか。

目的信託が存続期間の経過によって終了した場合、前述のように、目的信託は清算され、信託債権者に対する債務を弁済した後の残余財産は帰属権利者に返還される。この帰属権利者が委託者自身である場合には、委託者の債権者は委託者に返還された残余財産を差し押さえることが可能となり、また委託者が改めて目的信託を設定しようとしても、その時点で詐害信託であるか否かが判断されることとなる。このため、目的信託の存続期間が早期に経過することは、委託者の債権者の保護に全くならないものではないが、20年後にならないと差押えができないというのでは、中途半端な保護にしかならないようにも思われる<sup>(55)</sup>。

この場合の問題状況が、(特に自益信託における)浪費者信託条項の有効性<sup>(56)</sup>と同様のものであると捉えるのであれば、存続期間の制限という形を採るのではなく、そのような問題のある用い方がされた場合の目的信託の効力を正面から問題とすべきではないだろうか<sup>(57)</sup>。このように考えた場合、目的信託の効力は、①信託財産から間接的に利益を享受する者がいるか否か、②それが委託者自身であるか、その家族であるか、それ以外の者であるか、③利益享受の方法は帰属権利者としての指定によるものか、信託期間中の何らかの信託財産からの給付によるものか、④享受される利益の額と信託財産の額はそれぞれどれぐらいか、⑤信託目的は何かといった事情に依存することとなるものと思われる<sup>(58)</sup>。この結果、目的信託の有効性に関する法的安

定性を欠くことになるおそれもないわけではないが、目的信託の存続期間を20年に制限したとしても、上記のような考慮から目的信託の効力が否定される可能性がなくなるわけではない。財産の固定化や流通性の阻害への懸念から目的信託の存続期間を制限する必要が仮にあるとしても、その期間の長さを定めるに際して、差押禁止財産の創出への懸念という要素を考慮すべきではなかったと思われる<sup>(59)(60)</sup>。

## IV. 目的信託の存続期間の制限と旧法下および米英の議論

以上からは、目的信託の存続期間の制限とその期間の長さについては、基本的に財産の固定化または流通性の阻害への懸念という観点から検討を行うべきであると考えられるが、その検討に入る前に、わが国の旧法下における議論やわが国の信託法の母国である英・米において、この問題がどのような観点から論じられているかを確認しておこう。

### 1. 旧法下の議論

#### (1) 海原文雄

目的信託に関する立ち入った検討をわが国で初めて行ったのは、海原文雄であると思われる。

海原は、まず徳義的信託 (honorary trust) の有効性に関して、主にアメリカの判例・学説を参照し、受託者に対しその履行を強制することはできないが、受託者が履行の意思を有する限り有効となるものであり、また受託者に履行の意思がない場合には委託者またはその相続人を受益者とする復帰信託が成立し、さらに委託者の相続人は法定信託の受託者として委託者の意思を実現する責任を課せられることになる<sup>(61)</sup>。そして、このような徳義的信託については、伝統的な永久権禁止則が問題としていた権利帰属の確定時期ではなく、ある資産が徳義的信託の「目的

のために不当に長期間拘束されること」で公序に反しないかという観点から、徳義的信託の存続期間自体の制限を検討すべきであると<sup>(62)</sup>、その期間としては、「浪費者信託の法の類推」として、徳義的信託の設定時における現存者の生存中とすることを提案している<sup>(63)</sup>。

ここで浪費者信託への言及があることから、一見、差押禁止財産の創出への懸念を考慮した主張であるようにも思われる。しかし、海原が依拠している<sup>(64)</sup> Clark の議論<sup>(65)</sup>によると、「浪費者信託の法の類推」とは次のようなものである。すなわち、信託財産からの毎年の収益を委託者の記念碑・墓の管理やミサ等の挙行に用いるべきことを定めた信託については、受託者による信託財産の譲渡が禁止されていないとしても、信託財産についての受益的権利 (beneficial interest) を譲渡できる者が存在しない<sup>(66)</sup>。このような譲渡に対する制約をかけられる期間の長さが問題となるが、浪費者信託を有効とし、受益者の生存中は受益権の譲渡・差押えを制限することを許容している法域においては、信託設定時に現存する者の生存中は信託財産からの収益を特定の適法な目的のみに使用することを否定する理由はないはずである、というものである<sup>(67)</sup>。

しかし、浪費者信託と徳義的信託は、確かに受益権の差押えができないという点では共通しているが、受益権が存在しているにもかかわらず受益権者の債権者がこれを差し押えることができないということと、受益権がそもそも存在しないので誰もこれを差し押さえることができないということは、かなり異なる状況であるように思われる<sup>(68)</sup>。海原自身も信託財産に対する拘束期間の長さ以外の視点を示していないことから、以上の議論を、差押禁止財産の創出への懸念により徳義的信託の存続期間を制限しようとしたものと見るべきではないと思われる。

## (2) 四宮和夫

次に、四宮和夫は、受益者の確定性を私益信託の有効要件とする英米法の伝統的な立場から、特定の動物や記念碑等の無生物のための信託、ミサや供養のための信託は、動物等の所有者や菩提寺等を受益者と構成する等の方法によりできるだけ有効な行為と解釈すべきであるとしつつ、それ自体としては有効な信託とは認められないとしている<sup>(69)</sup>。

このため、目的信託や徳義的信託自体の存続期間という問題設定はされておらず、私益信託一般の問題として、信託財産の長期間の拘束によって物資の融通が害され、国民経済上の利益に反するという観点が問題とされている<sup>(70)</sup>。具体的には、受益権が受益者に帰属するのに信託行為当時からあまりにも長い期間を要する場合には、相当期間を超えて帰属すべき受益権が、また永久に信託財産の処分を禁止してその収益だけを受益者に与える信託 (永久管理信託) については、相当期間を超える禁止の部分が、民法90条により無効となるとされている。他方で、信託の存続期間を永久と定めた場合であっても、「信託財産の処分を禁止せず、ただその代位物を信託の拘束に服させるにすぎない場合なら、完全に有効としてよい」とされている<sup>(71)</sup>。また、財産の拘束が許される「相当期間」については、英米法では永久拘束禁止則および永久蓄積禁止則とそれを修正する立法が存在しているが、わが国にはそのような基準は当てはまらず、「諸般の事情 (特に、信託の目的や財産権の種類) を考えて、…裁定するほかない」と述べられている<sup>(72)</sup>。

## (3) 長谷川貞之

また、長谷川貞之は、徳義的信託の効力について海原と同様の立場を採る一方で<sup>(73)</sup>、「ある目的のために財産権が信託されるときには、土地財産などの処分権が長期間停止される結果、財産の流通性が失われ、社会における経済的弊害は極めて大きい」ため、徳義

目的信託の問題については永久拘束禁止則の取扱いが極めて重要となるとし<sup>(74)</sup>、永久管理信託は公序良俗に違反するものとして無効となるが、受託者が信託財産の処分権限を有している場合には、財産権の流通性を阻害しないため、公序良俗違反とはならないとして、四宮と同様の立場を採っている<sup>(75)</sup>。

もっとも、長谷川は、以上に続けて、「ただし、無制限から生ずる永久的な処分信託の弊害については、信託の存続期間の問題として、信託法56条（信託の終了事由）、同58条（裁判所の解除命令）、および、同59条（信託行為に別段の定めのあるときの例外）の問題として扱われることになろう」と述べている<sup>(76)</sup>。旧法58条への言及があることから、信託財産を用いなければ「受益者」<sup>(77)</sup>の債務を完済できない場合に、「受益者」が信託財産からの利益を享受しつつ信託財産への差押えを回避できる状況を問題視するものとも思われるが、この「永久的な処分信託の弊害」の具体的内容は明示されていない<sup>(78)</sup>。

#### (4) 能見善久

最後に、信託法部会の部会長であった能見善久の信託法改正前の見解を見てみよう。

能見は、わが国でも非公益の目的信託を認めるべきか否かという点について、「受益者がいないので、信託目的が遂行可能であるかぎり、信託を終了させることができない」ことや「受託者の処分権限は、信託目的によって拘束されるから、たとえば、当該信託が特定の土地の管理維持を目的として、信託財産であるその土地の処分を禁じた場合には、受託者にも処分できない財産となる」ことに着目し、「このように誰にも処分できない財産は、歴史的建造物やとくに保存すべき自然環境などについては公益性があるので認められてよいが、…非公益の目的信託を一般的に認めることは財の流通を阻害することになって適当でない」とし、資産流動化の受け皿等の目的信託に対する「社会的需要があるかもし

れないが、目的信託の期間制限をするなど、財産の不当な拘束とならない条件が整っている場合にのみ許容することが考えられよう（永久に、または不相当に長期に存続する非公益の目的信託は公序良俗に反すると考えることになろうか。）」と述べている<sup>(79)</sup>。

ここでは、財の流通の阻害可能性が、受益者が存在しない（ために、受益者が信託を終了させることができない）ことという目的信託の特徴に結び付けて論じられていることが注目される<sup>(80)</sup>。これは、信託法部会の第29回会議での、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託については、受益者が存在するので、一定の場合には受益者による信託の終了・変更が可能であり、目的信託よりは少し長めの期間であってもおかしくない旨の発言<sup>(81)</sup>に対応するものであると言えよう。

#### (5) 小 括

以上のように、旧法下における目的信託の存続期間の制限は財産の流通性の阻害の防止という観点から議論されており、差押禁止財産の創出への懸念は、長谷川がやや不明瞭な形で問題としていた可能性がある点を除いて、基本的に見られなかったということができよう。また、存続期間の制限のかけ方については、信託財産の処分が認められている場合には存続期間の制限は不要であるとする（もしくはその旨を示唆する）見解が近時は多いものの、それ以外の場合については、検討はなされていない。

## 2. アメリカにおける議論

それでは、アメリカの状況はどうであろうか<sup>(82)</sup>。

非公益の目的信託に関する従来の判例には、「信託設定時に現存している者の死後21年間」という永久拘束禁止則における権利確定時期の基準として用いられている期間を、目的信託の存続期間の基準に転用<sup>(83)</sup>するものが多かったようである<sup>(84)</sup>。しかし、わが

国の信託法制定過程でも参照された<sup>(85)</sup>統一信託法典 (Uniform Trust Code: 以下 UTC とする) 409条は、非公益の目的信託の有効性を認め (同条1項第1文)、信託条項または裁判所により指名された者が受託者に対してその執行を強制できるものとしつつ (同条2項)<sup>(86)</sup>、21年間を超えてその執行を強制することはできないと定めている (同条1項第2文)。この「21年間」という期間にはブラケットが付されており、UTCを採択する州の判断によって異なる期間を定めることも許容されているが (同条コメント)、UTCが一応の基準として21年間という期間を採用した根拠は、同条のコメントにおいても説明されていない<sup>(87)(88)</sup>。

このブラケット付の21年間という期間制限は、UTCに先だって非公益の目的信託の効力を認めた統一遺産管理法典 (Uniform Probate Code: 以下、UPC とする) 2-907条においても採用されているが<sup>(89)</sup>、同条のコメントにおいても、この期間の根拠に関する説明は存在しない。また、UPCの起草者がUPCの制定過程において、「何らかの制限が必要である (you've got to have some cutoff)」という観点から期間制限を導入したが、「21年という数字には、率直に言って特別の根拠はない (we used 21 years for no particular reason, frankly)」と述べていたことが紹介されている<sup>(90)</sup>。このようにして定められた目的信託の存続期間の制限に対しては、非公益目的のための信託による財産の配分も、委託者=遺言者がその認識に基づいて下した判断によるものである限り有効と認めべきである；委託者の認識は時代遅れなものとなる可能性があるが、それがいつの時点かは不確定なので、公益信託の場合と同様に、それが有益である限りは存続を認め、時代遅れとなった場合には *cy pres* の法理によりアップデートをすることによって対処すべきであるとの批判がなされている<sup>(91)</sup>。

それでは、実際に UTC を採択している州

は、目的信託の存続期間をどのように定めているだろうか。UTCを採択した州・法域は2012年7月現在で25あり<sup>(92)</sup>、多くの州は21年という数値をそのまま用いているが<sup>(93)</sup>、90年<sup>(94)</sup>に延長している州<sup>(95)</sup>、統一永久拘束禁止法の定める期間内までに延長している州<sup>(96)</sup>、さらには期間制限を完全に廃止している州<sup>(97)</sup>もある<sup>(98)</sup>。また、UTCを採択していない州の中にも、アイダホのように、期間制限のない目的信託の効力を認める立法を独自に行っている州もある<sup>(99)</sup>。

このアイダホの立法に対しては、委託者が将来の状況の変化を十分に予想できない結果として資源配分の無駄による経済的な損失が生じるという問題と、一部の富裕層への富の集中の永続化を容易にするという問題があるとの批判も向けられている<sup>(100)</sup>。もっとも、この論者は、信託ビジネスの活性化という同州の目的を実現するためには、一定年数の期間制限の導入は適切ではなく、「非道徳的、違法あるいは公序に反する目的」での信託を無効とする旨を明らかにすることで資源配分の無駄には対処できると述べている<sup>(101)</sup>。

以上のアメリカの状況の検討はまったく網羅的なものではないが、まず目的信託の効力を認めている法域は、その存続期間が21年というわが国の信託法の規定に近い期間に抑えられている法域と、統一永久拘束禁止法を参照するなどしてより長期の存続を認めている法域とに分かれていたことが指摘できる。そして、前者の立法の根拠はアメリカでも明確に論じられてはいない一方で、存続期間を制限しない立法に対する批判においても差押禁止財産の創出への懸念は問題とされていないと言うことができよう。また、学説においては、長期にわたる目的信託が設定されることによる資源配分の非効率性への対処方法としては、存続期間の制限ではなく、状況変化に応じた変更や特に非効率となる可能性が高い信託についての個別の効力の否定などの方法が志向されていた。

### 3. イギリスにおける議論

続いてイギリスの状況についても、簡単に見ておこう<sup>(102)</sup>。

ケイマン諸島やジャージー島等のオフショア法域<sup>(103)</sup>を除くイギリスでは、非公益の目的信託は一般に無効であると解されているが<sup>(104)</sup>、例外的に、委託者が所有していたペットの飼育や墓・記念碑の建設・管理を目的とする遺言による信託は有効なものと扱われている<sup>(105)</sup>。この場合の存続期間は永久拘束禁止則の定める期間、すなわち信託設定時に現存している者の死後21年間を超えることはできないとされるが、この「信託設定時に現存している者」は当該信託と関係のない者でもよく、「委託者の死亡時に生存している王族のうち最後に死亡した者」という定め方でもよいと解されている（「信託設定時に現存している者」が指定されておらず、単に「法が許容する期間」を存続期間とするものとされている場合には、21年間が存続期間となる）<sup>(106)</sup>。

このような状況の中で、オフショア法域の立法に基づく目的信託の利用が注目され、イギリスでもより広く目的信託の効力を認めるべきであるとする見解<sup>(107)</sup>と、より慎重な見解<sup>(108)</sup>とが対立しているようである。しかし、オフショアの目的信託については、「資産を誰の手も及ばない場所に…に置くことにより本来の所有者を隠すことを促進するだけ」との評価もあるようであるが<sup>(109)</sup>、上記の論争における主な対立点は受益者に代わる存在として委託者による enforcer の選任で十分か否かという点にあり、差押禁止財産の創出への懸念から、永久拘束禁止則が認める範囲から存続期間をさらに限定すべきであるという議論は見られないようである<sup>(110)</sup>。

### 4. 小 括

以上の検討からは、わが国の旧法下の議論においても、アメリカの議論においても、目的信託に関する期間制限は、差押禁止財産の

創出への懸念からではなく、財産の固定化と流動性の阻害による社会的損失の発生への懸念から、その導入が主張されていたということが出来る。目的信託の存続期間について、永久拘束禁止則をそのまま適用するイギリスも、同様の状況にあると評価できよう。

もっとも、財産の流動性の確保という観点から考えると、その場合にどのような形の制約を目的信託にかけるかという点については、私益信託一般に関する永久拘束禁止則等に基づく期間制限をそのまま転用する判例・立法が多い一方で、アメリカには永久拘束禁止則の緩和・廃止傾向を受けて目的信託の期間制限を設けない立法例もあった。また学説としても、目的信託の場合にのみ存続期間を制限すべきとする見解（能見）がある一方で、逆に目的信託の場合には存続期間の制限をすべきではなく、cy pres の法理による変更によって対処すべきであるとする見解（Hirsch）がある等、その内容は多様である。これらのみの分析から、本稿の目的である、わが国の信託法が目的信託の存続期間の上限を20年と定めていることの根拠の再検討に際しての指針を導くことは容易ではないように思われる。

このような指針を得るためには、目的信託に関する期間制限の根拠として挙げられている「財産の固定化と流動性の阻害による社会的損失の発生」という問題の意味するところを、さらに分析する必要があると言えよう。そこで、以下では、後継ぎ遺贈と後継ぎ遺贈型受益者連続型信託に関連して、財産の処分自由とその制約の意義を法と経済学の知見を用いて機能的に分析した田中亘の議論<sup>(111)</sup>を参照し、それを目的信託の場合に応用することを試みることにする。

## V. 目的信託の存続期間の制限の根拠の再検討

### 1. 後継ぎ遺贈と財産処分の自由の制約の機能的分析

田中は、まず、財産の処分の自由を認めることの効果は、「それが個人の生産活動のインセンティブを引き出し、ひいては社会的厚生を増大させること」にあるとし、後継ぎ遺贈を認めることには遺贈者の生前の生産活動のインセンティブを高めるというメリットがあるとする<sup>(112)</sup>。そして、後継ぎ遺贈を認めると第1次受贈者の財産処分の自由が制約されると主張されることがあるが、この場合でも第1次受贈者から財産を譲り受けようとする者は、第2次受贈者を満足させられるだけの対価を支払う価値を当該財産に見出しているのであれば、第2次受贈者と交渉して遺贈を受ける期待権を放棄してもらえばよいのであり、財産処分の自由が制約されていること自体が問題なのではないとする<sup>(113)</sup>。田中の分析によると、後継ぎ遺贈の問題の本質は、①後次の受贈者の地位が不確定でその評価が困難であること等により、同意をとる必要のある者の探索・交渉・契約締結等のための取引費用が増大し、交渉が成立しなくなる可能性があること、そして、②後次の受贈者が出生していない場合には、そもそもその者と交渉して同意を得ることが不可能であることにある<sup>(114)</sup>。

このような分析の上で、田中は、借地権や抵当権が付いた土地の取引の交渉や都市部の再開発における多数の地権者等との交渉と比して、後次の受贈者の同意を得るための交渉がそれほど困難であるとは思われないこと、その一方で、遺言者の死亡時に現存しない者を受遺者に指定する場合には、当該受遺者の出生前にその者の同意を得ることができず、社会的構成を増資させる取引の妨げになる危険が大きいこと、しかしそのような取引機会

は常に存在するとは限らず、そのために遺言者自身の望む方法による財産処分を禁止する必要がどの程度あるかという問題もあることを考慮して、遺言者の死亡時点で現存する受遺者と同一世代の者を受遺者とする後継ぎ遺贈であれば、要件を満たす者が出生するか否か不明の状態が続くのもせいぜい20～30年程度であることから、有効と認めてよいとしている<sup>(115)</sup>。

### 2. 目的信託への応用

以上の田中の議論をベースとして、目的信託の存続期間の制限の意義について、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託の存続期間と比較しつつ、分析してみよう。

#### (1) 目的信託による財産処分の制約のメリット

まず、目的信託による財産処分の制約を認めることのメリットについては、後継ぎ遺贈や後継ぎ遺贈型受益者連続型信託と比べて類型的にニーズが高いわけではないとも思われるが、委託者がそのような目的信託を設定する以上、これを認めることによって、当該委託者については生産活動のインセンティブが増加するということができる。

#### (2) 目的信託による財産処分の制約のデメリット

それでは、目的信託による財産処分の制約を認めることのデメリット、すなわち信託財産を譲り受けるための交渉の可能性の欠如とそれにかかる取引費用の増加については、どうだろうか。

まず、信託法91条の後継ぎ遺贈型受益者連続型信託については、委託者が信託行為において信託財産の処分を禁止した場合、関係当事者の合意による信託の変更には委託者の同意<sup>(116)</sup>もしくは信託の目的に反しないことが明らかであることが必要であり（信託法149条）、また裁判所による信託の変更も、「信託

行為の当時予見することのできなかった特別の事情により、信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合しなくなるに至ったとき」に限定されている（同法150条1項）<sup>(117)</sup>ことから、受託者と受益者全員の同意を得たとしても信託行為に反する財産処分は当然にはできないこととなる<sup>(118)(119)</sup>。信託の終了についても、信託行為に別段の定めがある場合を除いて、受益者のみの意思により信託を終了させることはできず（信託法164条）、裁判所の命令による終了についても信託の変更と同様の要件が課せられている（同法165条）。

もっとも、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託においては、受益者が存在する以上、受益者に対して何らかの給付を行うことが信託目的の中核であるといえるとする、潜在的受益者を含むすべての受益者が受益権を放棄した場合には、「信託の目的を達成することができなくなった」ものとして信託が終了し（同法163条1号）、信託財産は残余財産受益者もしくは帰属権利者に確定的に帰属することとなる（同法182条）。このため、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託においても、潜在的受益者を含むすべての受益者、残余財産受益者、帰属権利者が誰であるかが判明していれば、これらの者と交渉することによって信託財産を譲り受けることは不可能ではない。この交渉しなければならぬ相手が誰であるかが確定するのは、信託法91条によると、信託設定時から30年を経過した時である。

これに対して、目的信託については、信託の変更の困難さ<sup>(120)</sup>は後継ぎ遺贈型受益者連続型信託の場合と同様であることに加えて、受益者が存在しないため、受益権の放棄による信託終了の可能性もない点で、信託財産の処分に対する制約がより強いといえる。もっとも、この状況は、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託において未出生の者が潜在的受益者とされているために交渉をすることができない

場合と同じものであり、目的信託の存続期間の上限である20年と、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託における交渉相手が確定するまでの期間である30年との違いを、この点に求めることはできないように思われる<sup>(121)(122)</sup>。

### (3) 財産処分の制約のメリットの評価

もっとも、本稿Ⅱで分析した信託法部会の議論では、目的信託の存続期間を20年とすることが後継ぎ遺贈型受益者連続型信託の30年という期間に先行して決められていたのであり、後者の期間については、財産に対する拘束期間が全体で100年を超えることへの懸念などが問題とされていたことから、(2)で検討したような交渉可能性と取引費用が正面から考慮されていたわけではないと思われる。そこで、目的信託の20年と後継ぎ遺贈型受益者連続型信託の30年の違いだけでなく、目的信託の20年と後継ぎ遺贈型受益者連続型信託の「概ね100年」という拘束期間全体の違いをどう説明できるかということも検討しておくべきであろう。

後継ぎ遺贈型受益者連続型信託について、存続期間を全体として概ね100年にするという選択がなされた背景には、委託者の目の届く範囲での判断に限って有効性を認めるべきである、まだ幼い子に将来産まれるであろう孫の面倒を見ろというニーズが存在するといった指摘がなされていた。これは、交渉可能性と取引費用の大小を問題としているものではなく、委託者による財産処分の制約を認めることのメリットをどのように評価するかという点にかかる議論であると言えよう。

委託者の判断能力には限界があるのであり、非常に遠い将来の状況に関する判断は誤っている可能性が少なからず存在する<sup>(123)</sup>。このような判断であっても、それが尊重されることは委託者自身の効用と生前の生産活動のインセンティブを増大させるものであり、それは社会にとってもプラスとなるものであるが、他方で、その誤った判断を修正するた

めの交渉に多額の費用を要する可能性も存在する。後者を重視する場合には、前者についての評価を下げるということになる。

このような観点からは、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託の場合と目的信託の場合とで、委託者の判断を信頼できる期間の長さの違いがあるかということが問題となるが、この点については論理的な決め手は存在しないと考えられる<sup>(124)</sup>。目的信託についても一定の合理的なニーズが主張されていると考えるのであれば<sup>(125)</sup>、この観点から20年と100年の差を説明することも難しいと言えよう。

### 3. 一般財団法人との比較

なお、目的信託と同様の機能を有すると指摘される一般財団法人においては、その定款において、ある財産を維持することを当該法人の目的とし（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般法人法という）153条1項1号）、当該財産を基本財産と定めることによって、理事によるその処分を禁止することができる（一般法人法172条2項）。定款上の基本財産の定めについては、評議員会の決議によって変更することが可能であるが（同法200条1項本文）、定款上の目的は、設立者が評議員会の決議による変更を原始定款において認めた場合（同条2項）、または、当該法人の設立当時予見することのできなかつた特別の事情により、当該目的を変更しなければ当該法人の運営の継続が不可能または著しく困難となるに至った場合（同条3項）でなければ、評議員会の決議によっても変更することはできないものとされている（同条1項但書）。

これは、目的信託と同水準の財産処分の制約を可能とするものであるが、それにもかかわらず、一般財団法人の存続期間には制限が設けられていない。この違いを、本稿Vの分析枠組みから合理的に説明することは困難であろう。この点は、一般財団法人においては3名以上の評議員、複数の理事と理事会、1

名以上の監事が必要である（一般法人法170条1項、173条3項）等、機関の構成・手続の負担が重いことから、受託者（と場合によっては信託管理人）さえ存在すればよい目的信託とは異なり、一定以上の規模・意義のある目的に用いられるのが通常であり、社会的に非効率な財産処分の制約には用いられにくいであろうという事実上の期待によって説明せざるを得ないように思われる<sup>(126) (127)</sup>。

## VI. 終わりに

以上のように、目的信託の存続期間に上限を設けること自体には合理性があるものと評価できるが、20年間という数値については、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託に関する期間との違いを合理的に説明することは困難であると思われる。このような結論が得られたからと言って、現行法の目的信託の存続期間の上限を解釈によって延長することや、存続期間経過時に目的信託が終了したものと扱わずに更新すること<sup>(128)</sup>は、認められないと考えられるが、国際私法上の公序の判断等<sup>(129)</sup>には上記の結論を考慮することができよう。また、本稿では目的信託に対する合理的なニーズの存在を所与の前提としていたが、このようなニーズが実際に存在し、そしてその実現のために現在の20年間という存続期間では不十分なのだとすれば、存続期間を法改正によって延長する余地はあるように思われる。そのような将来の検討の基盤を提供できていれば、幸いである。

（ごとう げん）

### 【注】

（\*）本稿は、一般社団法人信託協会の信託研究奨励金（平成20年度および平成21年度）による研究助成の成果である。なお、本稿は、小出篤＝小塚莊一郎＝後藤元＝潘阿憲編『前田重行先生古稀記念 企業法・金融

- 法の新潮流』（商事法務、2013年）に掲載された同名の論文について、情報の最低限のアップデートを行ったものである。同書への論文の掲載をご快諾いただいた信託協会に、厚く御礼申し上げます。
- (1) 寺本昌広『逐条解説新しい信託法〔補訂版〕』（商事法務、2008年）13頁。
  - (2) 信託法の制定過程において指摘された受益者の定めのない信託の利用例については、信託法部会第2回議事録（available at [http://www.moj.go.jp/shingil/shingi\\_041015-1.html](http://www.moj.go.jp/shingil/shingi_041015-1.html), last visited 2012/3/7）および寺本・前掲（注1）448頁注3を参照。
  - (3) 寺本・前掲（注1）447-448頁。
  - (4) 公益信託は、受益者の定めのない信託の一類型として定義されているため（公益信託ニ関スル法律1条）、信託法258条に規定する受益者の定めのない信託には、目的信託と公益信託とが含まれていることになる。
  - (5) 寺本・前掲（注1）452頁。信託法成立後の文献の多くも、この説明を援用している。
  - (6) 寺本・前掲（注1）452頁注2。
  - (7) 信託協会の調査によると、目的信託の利用例は、平成22年度末までで0件であるとのことである（岡本康二「平成18年信託法と信託業務」信託法研究36号（2011年）3頁、4頁）。これが、存続期間の制限やその他の制約による目的信託の使い勝手の悪さによるものであるのか、目的信託の有力な用途の一つであった資産流動化取引がリーマンショック以降、全体として減少していることによるものであるのか、それとも目的信託に関する税制の問題であるのか（同論文19-20頁）ということの判断は、容易ではない。
  - (8) 高橋賢司「目的信託」金融商事判例1261号191頁、192頁（2007年）、八並廉「自己信託及び目的信託に関する一考察－将来顕在化する法の衝突についての示唆」九大法学97号（2008年）209頁、224-225頁。
  - (9) 井上聡編『新しい信託30講』（弘文堂、2007年）201-202頁。ただし、田中和明「受益者の定めのない信託を利用した日本版チャリタブル・トラスト」新井誠＝神田秀樹＝木南敦編『信託法制の展望』（日本評論社、2011年）370頁、376頁は、20年の「期間内での案件も多く、また、不動産を対象財産とする流動化については、20年あれば、特段の問題とはならない」と指摘している。
  - (10) 寺本振透編『解説新信託法』（弘文堂、2007年）299頁注1。
  - (11) 寺本・前掲（注10）300頁は、「産業政策または文化政策上、期間限定の権利として構成されている特許権、著作権などについては、まったく同じ考え方が妥当するとは断言できない」とし、知的財産権法の改正により、より長期の目的信託を可能とすることも考えられると示唆している。
  - (12) なお、近年では、資産流動化のスキームにケイマン諸島のチャリタブル・トラスト等を用いる例は減少しており、一般社団法人の利用が一般化しているようである（田中・前掲（注9）372-374頁を参照）。
  - (13) 高橋・前掲（注8）192頁参照。
  - (14) 信託に関する国際私法上の問題一般については、櫻田嘉章＝道垣内正人編『注釈国際私法第1巻』（有斐閣、2011年）343頁以下〔神前禎〕を参照。
  - (15) 信託財産の流通性の阻害の問題である以上、信託財産の準拠法によるべきであるとの考え方もありうるであろう。本稿では、準拠法についていずれの考え方によるべきかという問題自体には立ち入らないこととする。
  - (16) 資産流動化において用いられることの多かったケイマン諸島のチャリタブル・トラストは、その名の通り、公益信託として構成されている。わが国でも、公益信託は「公共の利益に奉仕するものである」という観点から（新井誠『信託法（第3版）』（有斐閣、2008年）413頁等）、公益信託の存続期間は制限されていないが（公益信託ニ関スル法

- 律2条2項)、ケイマン諸島当局による公益性の判断がわが国における公益性の判断と一致する保証はないように思われる。
- (17) 同様の問題意識に基づく議論として、八並・前掲(注8)226-229頁がある。なお、八並は、20年が経過した場合には目的信託の信託財産は受託者の個人財産になるとの理解を前提に、目的信託の存続期間を信託財産の受託者からの独立性の問題として、信託財産の準拠法を適用すべきであるとしているが(同226-227頁)、この点は20年経過時の規律(後注26-27およびこれらに対応する本文を参照)の誤解に基づくものであると思われる。
- (18) 寺本・前掲(注1)262頁注8および注9。なお、信託法91条の解釈については、沖野眞巳「受益者連続型信託について-信託法91条をめぐる」信託法研究33号33頁(2008年)を参照。
- (19) ただし、目的信託による財産の拘束によって制約されるのは目的信託を設定した委託者以外の者であるのに対し、賃貸借契約によって拘束されるのは賃貸人自身であるという違いはある。
- (20) 法務省民事局参事官室「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理」(2011年)(available at <http://www.moj.go.jp/content/000074384.pdf>, last visited 2012/7/26)の第45の2では、「賃貸借の存続期間の上限を20年と定める民法第604条を削除して、上限を廃止するかどうかについて、長期の賃貸借を認める実務的な必要性や、長期間に渡り契約の拘束力を認めることに伴う弊害の有無などに留意しつつ、更に検討してはどうか。」とされている。
- (21) もちろん、賃貸借契約の存続期間の制限の趣旨と目的信託の存続期間の制限の趣旨とは異なるものであるため、後者を前者に連動させる必要はないと考えるが、そうであれば、立案担当官のような説明も不十分であることになろう。
- (22) 寺本・前掲(注1)453頁。
- (23) 寺本・前掲(注1)451頁。この点については異なる観点からの説明をする見解もある(後注59を参照)。
- (24) 寺本・前掲(注1)451頁。この点については異なる観点からの説明をする見解もある(後注59を参照)。
- (25) 新井誠監修『コンメンタール信託法』(ぎょうせい、2008年)586頁〔中村友之=鈴木正具〕。
- (26) 信託行為において存続期間が定められていなかった場合については、信託法259条によって、存続期間を20年とする旨の信託行為の定めがあるものとみなした上で、20年の経過により「信託行為において定めた事由が生じた」(163条9号)ものとして信託が終了すると解するのが自然であろうか。
- (27) 三菱UFJ信託銀行『信託の法務と実務(5訂版)』(金融財政事情研究会、2008年)181頁。
- (28) 寺本・前掲(注1)459頁。受託者となりうるのは、国、地方公共団体、または、最終事業年度末日における純資産額が5,000万円を超えていて、役員等に所定の欠格事由のある者がいない法人である(信託法施行令3条)。
- (29) 信託法部会の議事録は、法務省のウェブサイト([http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi\\_shintaku\\_index.html](http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_shintaku_index.html), last visited 2012/3/7)から入手可能である(残念ながら、各会議で配布された資料を入手することはできない)。
- (30) 信託法部会で目的信託が議題として取り上げられたのは、第2回会議、第10回会議、第16回会議、第25回会議の計4回である。このほか、信託法改正要綱試案が取りまとめられた第18回会議およびパブリック・コメントの結果が報告された第20回会議でも、若干の言及がある。
- (31) 固定資産税の納入義務者について、「固

- 定資産税は、固定資産の所有者（質権又は百年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。」とする地方税法343条1項を指すものと思われる。
- (32) この後に続けて、「場合によっては50年、100年というのも書いてあるのですが、そうすると設定する側が余りにその間利益を享受できないということになりますから、10年間ぐらいにしておく方がいいのかもしれませんが、その10年間は差押禁止財産を作ることができるということをもたらしている結果のドラスチックさを中和ないしオーバーライドするほどの需要が書かれているとは私には思えない」と述べられている。
- (33) この再反論は、議事録では「その間の受益が、信託期間中の受益者への分配によって信託財産がどれだけ減少するかというのは、当該目的財産のつくり方の問題ですから、私は事実上、やはり、差押不可の定期預金をつくることは十分に可能だと思います。」となっているが、受益者の定めのない信託であるにも関わらず受益者への分配に言及している点などから、おそらく言い間違いであり、発言者の意図は本文のようなものではなかったかと思われる。
- (34) 信託法改正要綱試案第69の乙案の（注）（available at [http://www.moj.go.jp/MINJI/public\\_minji60\\_pub\\_minji60.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/public_minji60_pub_minji60.html), last visited 2012/3/7）。
- (35) この点は、「延長」として、どのようなことを想定するかにも依存すると思われる。第10回会議では、期間到来時の処理として、信託財産は帰属権利者が「あるいはそれが定められていないときは委託者ないしは相続人に戻って、もう一度同じ目的でもって設定したければ、そこからまた同じ期間設定することができる」、「常に、一定期間来るとそこで続けるかどうかを見直す」という整理がなされている。このように、
- 目的信託が一度終了・清算されることを前提に再度目的信託を設定するというのであれば、期間制限の趣旨には反していないように思われる。
- (36) 「〇〇委員」とあるのは、「〇〇参考人」の言い間違いであろう。
- (37) 三菱 UFJ 信託銀行の特約付き金銭信託 [パーソナルトラスト]（生前贈与信託）（[http://www.tr.mufjg.jp/shisan/seizenzouyo\\_01.html](http://www.tr.mufjg.jp/shisan/seizenzouyo_01.html), last visited 2012/3/7）を指すものと思われる。なお、現在では、上限は30年に延長されているようである。
- (38) 三井住友信託銀行の「安心サポート信託（金銭信託型）」（<http://www.smtb.jp/personal/entrustment/management/support/money/>, last visited 2013/2/7）を指すものと思われる。
- (39) 新井誠『信託法（第2版）』（有斐閣、2005年）84頁では、取引・流通の阻害や所有権絶対の原則との抵触を回避するために、わが国でも他益信託においては解釈論により信託の存続期間を制限すべきであるとして、「賃貸借の存続期間が20年であることに鑑みて、永久拘束禁止期間を一応20年とし、これを超える期間については民法90条違反による無効とされる」としつつ、「実務的には、『信託財産が金銭であるときには、それが信託財産として長期間拘束されても取引・流通を直接阻害する要因とはならないと考えられること』、『委託者の出損した信託財産が委託者の責任財産を減少させるほどのものでなければ、やはり取引・流通秩序を阻害する要因とは考えにくいこと』、『…公益信託には永久拘束禁止則は適用されないので、公益に準ずる信託目的に拘束された財産に関する信託にも同原則を適用する必要性が小さいこと』等の事情が総合的に斟酌されるべきである」と述べられている。第19回会議での報告は、この前半部分とほぼ同一であり、様々な事情の総合考慮の必要性を説く後半部分は含まれて

いない。

なお、信託法改正後に出版された同書の第3版では、賃貸借契約の20年ではなく、「後継ぎ遺贈型信託の30年という考え方が重要なメルクマールとなる」とされている(新井・前掲(注16)93頁)。後継遺贈型の受益者連続型信託の有効期間は、単に信託設定時から30年間ではなく、信託設定時から30年の間に出生した受益者が死亡するまでであり、30年よりも長期となる可能性が高いはずであるが、この点を考慮しない理由は述べられていない。この点については、本稿V2を参照。

(40) 前注6に対応する本文を参照。

(41) 第16回会議では、「受益者がいないので、そういう意味では受益者のイニシアチブをもって信託を終了させるということがないような信託が続く。そしてある種の財の固定化が生じるということだと思います。だれも債権者がいないわけではないけれども、債権者がかかっていけないような財産がつくられる。」として、財産の固定化と差押禁止財産の創出を同じ問題と整理する発言も見られた。しかし、確かに債権者の差押えによって信託財産が処分される場合には、財産の固定化は生じないとは言えるものの、差押禁止財産の創出という観点を重視する論者が問題視していたのは、その点に留まるものではないように思われる(本稿Ⅲ1を参照)。

(42) 田中和明『詳解信託法務』(清文社、2010年)503頁が、目的信託の存続期間の制限の趣旨として、立案担当者の見解(前注5を参照)と異なり、「長期間にわたって執行を免脱できる期間を制限」するための規制と説明しているのは、このような経緯によるものであると思われる。

(43) 前注18とそれに対応する本文を参照。

(44) 信託法部会で後継遺贈型の受益者連続型信託が独立の議題として取り上げられたのは、第24回会議、第27回会議、第28回会議、

第29回会議の計4回であり、また信託法改正要綱案の取りまとめが行われた最終回である第30回会議において、有効期間について最終的に採用された規律の内容が報告されている。このほか、信託法改正要綱試案の取りまとめが行われた第18回会議およびパブリック・コメントの結果が報告された第20回会議でも、若干の言及がある。

(45) なお、目的信託に関する議論においては、受託者に対する監督が行われなくなることと存続期間の制限の必要性とを結びつける意見は特に見られなかった。

(46) 第25回会議において、目的信託のマネーロンダリングでの利用が欧米で問題視されているとの発言がなされている。新井誠「信託法改正要綱と民事信託」金法1765号1頁(2006年)も参照。

(47) アメリカにおける永久拘束禁止則の緩和・廃止の動向については、沖野・前掲(注18)48-57頁、木村仁「永久拘束禁止則・永久蓄積禁止則と信託の変更—アメリカ法を中心に」信託研究奨励金論集30号(2009年)105頁を参照。

(48) この点については、本稿V2(2)(3)を参照。

(49) なお、目的信託と後継遺贈型の受益者連続型信託との間には、後者の方が信託財産の処分方法に対する制約が少ない場合が多いといった違いがあると説明することも考えられるかもしれない。しかし、後継遺贈型の受益者連続型信託を事業承継に用いるような場合には、信託財産である株式や事業用資産の処分は制約される可能性がある。そうではない利用法の方が多いという反論は、目的信託にも当てはまり得るものであろう。

(50) 単に、誰も信託財産を差し押さえることができない結果、信託財産が流通しなくなるということであれば、財産の固定化や流通性の阻害への懸念を問題にするのと同じことである。

(51) 「差押禁止財産の創出」という表現が、

- 執行免脱、財産隠匿、債権者詐害といった表現と互換的に用いられる場合があること（たとえば、勝田信篤「信託宣言と目的信託に関する調査・研究」信託研究奨励金論集29号（2008年）204頁、215-216頁。前注42に引用の文献も参照）も、この不明瞭さに拍車をかけるものといえよう。今泉邦子「目的信託」『奥島孝康先生古稀記念・第一巻 現代企業法学の理論と動態』（成文堂、2011年）1093頁、1096頁も、委託者の債権者の保護が必要な理由として「目的信託の場合には、委託者の債権者の差押えをすることができる受益権がないこと」を挙げ、それへの対処として、自己信託による目的信託の設定の禁止（信託法258条1項）、受益者の定めのない信託と受益者の定めのある信託との間の信託の変更の禁止（同条2項3項）、委託者の権限の強化（同法260条1項）、詐害信託の取消の容易化（同法11条1項但書参照）を列挙しているが、それぞれがどのように委託者の債権者の保護となるのかは整理されていない。八並・前掲（注8）223頁も参照。
- (52) 信託法部会第16回議事録を参照。
- (53) オフショアで設定される目的信託のこのような利用例について、今泉・前掲（注51）1106頁を参照。
- (54) アメリカの浪費者信託については、樋口範雄『アメリカ信託法ノートⅠ』213頁以下（弘文堂、2000年）を参照。また、近時オフショア法域やアメリカのいくつかの州において自益信託の場合にも浪費者信託条項を有効と認めるアセット・プロテクション・トラストを導入する動きがあることについて、工藤聡一「アセット・プロテクション・トラストの法的課題」『新信託法の理論分析』（トラスト60、2010年）71頁および矢向孝子「Asset Protection Trust」『外から見た信託法』（トラスト60、2010年）35頁を参照。
- (55) 信託法部会の議事録からは明らかではないが、差押禁止財産の創出を懸念していた論者は、存続期間の上限をより短いもの（たとえば、1年や2年）とすることを考えていたのかもしれない。
- (56) なお、わが国では、他益信託における浪費者信託条項の有効性についての解釈が固まっているとは言い難い状況にある（一定の限度で効力を認める見解として四宮和夫『信託法（新版）』（有斐閣、1989年）331頁、安易に認めるべきではないとする見解として、村松秀樹＝富澤賢一郎＝鈴木秀昭＝三木原聡『概説新信託法』（金融財政事情研究会、2008年）226頁注5がある）。
- (57) 「差押禁止財産の創出」となるような目的信託は、公序に反するものとして、民法90条により無効であると解することになる。
- (58) 自益信託における浪費者信託条項は無効であると解するのであれば、委託者自らが信託財産からの利益を享受するような目的信託は無効であるとの考えに傾くことになるが、委託者が信託期間中に信託財産からの給付を何らかの名目で受けている場合と、一定の合理的な信託目的に信託財産が費消された後で残余財産を帰属権利者として受領するに過ぎない場合とでは、結論が異なってもおかしくないと思われる。
- また、他益信託における浪費者信託条項は有効であると解するのであれば、委託者が扶養目的で目的信託を設定し、委託者の遺族が信託財産からの給付を受けるような場合も有効と解することになるだろうか（信託法部会第16回会議では、そのような趣旨の発言もなされている）。ただし、遺族を受益者とするのではなく、あえて受益者の定めのない信託として構成し、利益を享受する者に監督権限を与えないこと（寺本・前掲（注1）449頁注4を参照）の当否が問われる余地はあろう（新井・前掲（注25）804頁〔海老原恵〕も参照）。
- (59) 本文は、差押禁止財産の創出への懸念

を、目的信託に関する規制の設計に際して一切考慮すべきではないという趣旨ではない。たとえば、信託宣言の方法による受益者の定めのない信託の設定が禁じられていること（信託法258条1項）については、委託者による監督の欠如よりも、委託者が受託者として信託財産を保有し続けること（によってその利益を享受し続けること）を問題とする観点から説明されることがあり（道垣内弘人『信託法入門』（日本経済新聞出版社、2007年）200頁。委託者が受託者を兼ねる場合には「財産隠匿の温床となる」ことを問題とする勝田・前掲（注51）216頁も参照）、それには一応の説得力があると思われる。受益者の定めのない信託から受益者の定めのある信託への変更およびその逆方向の変更が禁止されていること（信託法258条2項3項）の趣旨として、「たとえば、ある口座の預金残高を基準にして、それが一定の額を下回れば目的信託となり、上回れば受益者の権利が復活することができる」とすると、一定額を取り置いておくことが可能に」なることが挙げられていること（道垣内・前掲（注59）200頁。寺本・前掲（注10）300頁も参照）についても、同様である。

なお、道垣内は、目的信託を認める正当化根拠を「受託者がその財産からの利益を受けないことが確保」されていることに求め、目的信託の弊害として「都合のよい時だけ受益者を無しにして、財産を安全地帯に置いておこうとする」ことを挙げており（道垣内・前掲（注59）197頁、199-200頁）、この問題を重視していることが窺える。また、信託法部会での報告を通じて目的信託の存続期間の長さに影響を与えたと思われる新井は、「目的信託の実質は、委託者が受益者を定めず自らの監督の下で信託財産を管理処分するということであり、委託者の事務代行的な自益信託に過ぎないのではないか」として類似の問題意識を示してい

るが（新井・前掲（注16）401頁。同417頁も参照）、この問題を目的信託の存続期間と結び付けてはいないようである。

(60) なお、信託法部会の議論においては、脱税やマネーロンダリング等その他の濫用のおそれは、目的信託の存続期間の制限と明示的には結び付けられてはいなかったが、これらに対する懸念が目的信託に対する漠然とした危惧感となって、期間制限の長さに影響した可能性も否定できない（村松ほか・前掲（注56）378頁注1は、存続期間の制限も、マネーロンダリングや財産隠しなどの懸念の指摘を受けて講じられたものであると説明している）。しかし、このような濫用・脱法行為は、まずは租税法や金融規制によって対処されるべき問題であろう（受益者の定めのない信託から受益者の定めのある信託への変更の禁止に関する記述であるが、寺本・前掲（注10）300頁注2も参照）。

(61) 海原文雄「確定的受益者に欠ける非公益目的の信託」信託復刊72号（1967年）23頁、34頁、39頁、41頁。

(62) 海原・前掲（注61）45-46頁。

(63) 海原・前掲（注61）47頁。

(64) 海原・前掲（注61）45-47頁、50頁注31-32、注34、注36および51頁注42を参照。

(65) George L. Clark, *Unenforceable Trusts and the Rule against Perpetuities*, 10 MICH. L. REV. 31 (1911).

(66) Clark, *supra* note 65 at 32-33, 35.

(67) Clark, *supra* note 65 at 38. なお、本文の浪費者信託からの類推は、譲渡を制限する期間についての制定法がない場合の規律の選択肢の一つとして提示されているものである。他の選択肢としては、永久権禁止則を参考に、信託設定時に現存する者の死後21年間という案も提示されており（Clark, *supra* note 65 at 37-38）、Clark自身は、この期間に限定された徳義的信託であれば裁判所も有効と判示するであろうと

- 予想している (*ibid* at 41)。
- (68) Clark が取り上げているのは委託者死亡後の委託者の墓の管理等に関する信託であり、信託法部会において指摘されていた、委託者による実質的な信託財産からの利益の享受は問題とならない状況でもあった。
- (69) 四宮・前掲 (注56) 122頁、125頁注3。なお、四宮和夫『信託法 (初版)』(有斐閣、1958年)には、「無生物や動物のための私益信託 (honorary trust) も認められない」という簡単な記述があるのみである (同書45頁、48頁注1)。
- (70) 四宮・前掲 (注56) 152頁。
- (71) 四宮・前掲 (注56) 154頁。
- (72) 四宮・前掲 (注56) 152頁注1。
- (73) 長谷川貞之『『準信託』としての『徳義的信託 (honorary trust)』のわが国への導入可能性』信託法研究16号 (1992年) 33頁、54-56頁。
- (74) 長谷川・前掲 (注73) 50-51頁。
- (75) 長谷川・前掲 (注73) 56頁。
- (76) 長谷川・前掲 (注73) 56頁。
- (77) 徳義的信託では本来の意味での受益者は存在しないはずであり、長谷川が誰を「受益者」に当たる者として考えているのかは、明らかではない。
- (78) 旧法58条による解除が、信託行為の定めによる終了および信託目的の達成・達成不能による信託の終了 (旧法56条) や信託行為の定めによる信託の解除 (旧法59条) と区別なく並列されている点も、この「弊害」の意味が不明瞭である一因である。旧法56条および59条への言及は、インフレへの懸念や受益者の確認等の事務管理上の困難さから、実務上は「処分信託であっても永久的なものはあまり行われていないようである」(長谷川・前掲 (注73) 57頁) との認識に関連するものであるかもしれない。
- (79) 能見善久『現代信託法』(有斐閣、2004年) 287-288頁。また、同書25頁では、「投資目的の信託におけるように、受託者に信託財産の処分権限を与える場合には、信託財産が受託者のもとで滞留するという問題は生じない」と指摘し、「信託によって法人代替的機能を実現しようとする場合には、存続期間に制限があるのは不合理である」と述べられている。なお、これに続けて、「投資目的で信託が使われる場合には、受益者は投下資金を回収できないと困るから、信託受益権が市場で譲渡換金できるか、信託が一定期間で終了して受益者は利益の分配を受けることができる必要がある」とも述べられているが、これは受益者にとっての利便性の問題であり、公序の観点からの信託の存続期間の制限とは異質なものとみるべきであろう。
- (80) なお、能見は、受益者の定めのある信託の存続期間の制限については、英米でも永久権禁止原則の廃止・制限の動きがあることを踏まえつつ、信託は目的財産をつくり出す点では法人に近く、「法人においては存続期間を限定しなければならないという議論がないのと同様に、信託においても存続期間を限定しなければならないという議論はあまり根拠がないのではないか」と述べている (能見・前掲 (注79) 255-256頁)。他方で、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託については、「あまりに長期に連続受益者を指定することは公序良俗に反するとして無効になろう」と述べられているが (同書189頁)、それ以外の私益信託との違いは説明されていない。
- (81) 本稿Ⅱ3を参照。
- (82) アメリカにおける目的信託については、新井・前掲 (注16) 403-405頁、今泉邦子「目的信託」『新信託法の理論分析』(トラスト60、2010年) 137頁、146頁以下 (特にベットの飼育のための目的信託について)、勝田・前掲 (注51) 216-217頁等を参照。
- (83) 本来の永久拘束禁止則における期間制限の意義と目的信託の存続期間の制限の意義との違いと、この点に関するアメリカの判

- 例については、Adam J. Hirsch, *Trusts for Purposes: Policy, Ambiguity, and Anomaly in the Uniform Laws*, 26 FLA. ST. U. L. REV. 913, 930-935 (1999) を参照。
- (84) Hirsch, *supra* note 83 at 931. 第二次信託法リステイトメント124条のコメントfおよび前注67に引用したClarkの議論も参照。
- (85) 寺本・前掲(注1)448頁注1を参照。
- (86) 信託財産は信託目的にしか利用できないが、裁判所が信託目的の実現に必要な額を超えるものと判断した信託財産については、委託者またはその承継人に返還される(UTC409条3項)。
- (87) UTCの起草者の論文でも、目的信託の有効性を広く認めるオフショア法域には従わなかったものであると述べられているのみである(David M. English, *The Uniform Trust Code (2000): Significant Provisions and Policy Issues*, 67 MO. L. REV. 143, 168-169 (2002))。
- (88) なお、UTCの起草と並行して作業されていた第三次信託法リステイトメントでも、特定の非公益目的のための目的信託の受託者は、その目的のために信託財産を使用する権限を有するが、その義務はないとしつつ、権限を行使し得るのは「特定の、または合理的な期間」であり、それは通常21年間を超えることはないと規定されている(47条2項)。この点については、同条のコメントbにおいて、「信託設定時に現存している者の死後21年間」以内に権利が確定されることを求める永久拘束禁止則から類推するとしても、目的信託の場合には基準となる「信託設定時に現存している者」が存在しないことが通常であるという形式的な理由によって、21年間を受託者の権限が認められる期間としたものであると説明されている。この点に関するイギリスとの違いについて、後注106も参照。
- (89) UTC409条は、UPC2-907条に示唆を受けたものであることが、UTC408条のコメントに記されている。
- (90) Hirsch, *supra* note 83 at 944 note 135, 949 note 157.
- (91) Hirsch, *supra* note 83 at 943-944, 947-949.
- (92) アラバマ、アリゾナ、アーカンソー、コロンビア特別区、フロリダ、カンザス、メイン、マサチューセッツ、ミシガン、ミズーリ、ネブラスカ、ニューハンプシャー、ニューメキシコ、ノースカロライナ、ノースダコタ、オハイオ、オレゴン、ペンシルベニア、サウスカロライナ、テネシー、ユタ、ヴァーモント、ヴァージニア、ウェストヴァージニア、ワイオミングの各州・法域である。このほか、2012年7月末現在でメリーランド、ニュージャージーの2州で法案が審議中である。UTCの採択状況については、統一州法委員全国会議(NCCUSL)ウェブサイトのTrust Codeのページ(<http://www.uniformlaws.org/Act.aspx?title=Trust Code>, last visited 2012/3/19)を参照。
- なお、ミシガンは409条自体を削除して立法している。マサチューセッツも同様であるように見受けられるが、十分な調査はできていない。
- (93) アラバマ、アーカンソー、コロンビア特別区、フロリダ、カンザス、ミズーリ、ネブラスカ、ニューメキシコ、ノースカロライナ(ただし墓地等の管理については期間制限なし)、オハイオ、ペンシルベニア、ヴァーモント、ヴァージニアの13州・法域である。
- (94) この90年という期間は、統一永久拘束禁止法1条a項2号の定める確定期間を用いたものであると思われる。
- (95) アリゾナ、オレゴン、テネシーの3州である。
- (96) サウスカロライナ(墓地等の管理については期間制限なし)、ウェストヴァージニアの2州である。

- (97) メイン、ニューハンプシャー、ノースダコタ、ユタ、ワイオミングの5州である。
- (98) 以上については、前掲注(92)に引用したウェブサイトのLegislative Information Kitの欄にある、ウェストヴァージニアおよびマサチューセッツを除く各州・法域についての比較表(UTC Comparison Chart)を参考にした(ただし、テネシーについては、比較表の記載では変更なしとされているが、実際には90年に延長されている(Tennessee Code Annotated, § 35-15-409))。ウェストヴァージニアについては、West Virginia Code Annotated, § 44D-4-409を参照。
- (99) Idaho Code Annotated, § 15-7-601.
- (100) Jennifer E. Levy, *Idaho's Noncharitable Purpose Trust Statute: Leaping over Age-old Trust Laws in a Single Bound*, 44 IDAHO L. REV. 801, 824-825 (2008). なお、後者の問題に関しては、財産を債権者から隔離することになるとの表現も見られるが、当該段落は全体として富の集中による経済的格差の拡大を問題としており、債権者による差押えができなくなることに焦点があるわけではないように思われる。
- (101) Levy, *supra* note 100 at 829-832. 例として、自らの住居を自らの死後20年間レンガで完全に覆うようにとの委託者の指示を無効とした判例が紹介されている。なお、わが国では民法90条による無効の余地が問題となるであろうが、このような単なる資産の無駄遣いが公序良俗に違反するものとして無効とされるかには疑問もあろう。
- (102) イギリスにおける目的信託については、今泉・前掲(注51) 1099-1101頁を参照。
- (103) オフショア法域における目的信託については、渡辺宏之「非公益目的信託(non-charitable purpose trust)について」新井誠編『欧州信託法の基本原理』(有斐閣、2003年) 83頁、89-90頁および今泉・前掲(注51) 1102-1104頁を参照。
- (104) J E PENNER, THE LAW OF TRUSTS, 7<sup>th</sup> ed. (Oxford, 2010) at 243.
- (105) PENNER, *supra* note 104 at 248.
- (106) PENNER, *supra* note 104 at 281. このような定め方が可能であるため、アメリカの第三次信託法リステイトメント(前注88参照)のような議論は当てはまらないことになる。
- (107) David Hayton, *Developing the Obligation Characteristic of the Trust*, in EXTENDING THE BOUNDARIES OF TRUSTS AND SIMILAR RING-FENCED FUNDS (DAVID HAYTON ed., Kluwer Law International, 2002) at 189, 200.
- (108) Paul Matthews, *From Obligation to Property, and Back Again? The Future of the Non-Charitable Purpose Trust*, in EXTENDING THE BOUNDARIES OF TRUSTS AND SIMILAR RING-FENCED FUNDS (DAVID HAYTON ed., Kluwer Law International, 2002) at 203.
- (109) 渡辺・前掲(注103) 87頁、90頁参照。
- (110) See, Donovan Waters, *Reaching or the Sky: Taking Trust Laws to the Limit*, in EXTENDING THE BOUNDARIES OF TRUSTS AND SIMILAR RING-FENCED FUNDS (DAVID HAYTON ed., Kluwer Law International, 2002) at 243, 272-275.
- (111) 田中亘「後継ぎ遺贈? その有効性と信託による代替可能性について」米倉明編『信託法の新展開-その第一歩を目指して』(商事法務、2008年) 211頁。
- (112) 田中・前掲(注111) 247-250頁。
- (113) 田中・前掲(注111) 250-252頁。
- (114) 田中・前掲(注111) 252-255頁。
- (115) 田中・前掲(注111) 258-262頁。
- (116) 遺言によって信託をする場合には、委託者の相続人への委託者の地位の承継は、信託行為に別段の定めがない限り、生じない(信託法147条)。
- (117) 同条の要件の緩和を主張する見解として、木村仁「委託者の意思と信託の変更に

- ついて」信託法研究33号(2008年)87頁、111頁がある。
- (118) 田中は、この点から、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託は、後継ぎ遺贈よりも受遺者の財産処分を制約する度合いが強くなる可能性があるとして指摘している(田中・前掲(注111)262-263頁)。
- (119) 信託法部会第29回会議において、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託について目的信託の20年間という存続期間よりも長い期間を採用することの論拠として受益者による信託の終了・変更の可能性を挙げる発言がなされているが(本稿Ⅱ3を参照)、本文のような形での信託の終了・変更を意図していたのであるとすれば、不正確であるように思われる。
- (120) ただし、信託法91条の後継ぎ遺贈型受益者連続型信託においては、委託者は自然人であることが通常である(91条の文言上は、委託者が自然人であることは要求されていない)と考えられるのに対し、目的信託の委託者は法人であることも少なくないと思われる。目的信託の委託者が法人である場合には、委託者の死亡により委託者の同意を採れなくなるという事態は生じないため、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託よりも信託の変更が容易であると評価することもできよう。
- (121) 前注119で言及した信託法部会第29回会議における発言が、受益者による受益権の放棄による信託の終了の可能性を問題としているのだとすれば、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託よりも目的信託の方が信託の終了の余地がないこと、および、後継ぎ遺贈型受益者連続型信託のトータルでの拘束期間ではなく、潜在的受益者の範囲が確定する期間である30年間を目的信託の存続期間との比較対象としていることは是認し得るが、目的信託の20年間と後継ぎ遺贈型受益者連続型信託の30年間の差を説明できるという点については、本文のように是認し得ない。
- (122) なお、信託法91条の適用範囲は限られており、信託法は交渉相手ที่ไม่確定な状態であることを許容できる一般的な期間を30年間と定めているわけではない。たとえば、委託者が、自らの死後50年経過後に生存している親族のうち最も年少の者を受益者とする、受益者連続型ではない信託を設定した場合には、同条は直接は適用されず(ただし、沖野・前掲(注18)66-67頁を参照)、交渉しなければならぬ相手は委託者の死後50年間確定されないこととなる。もっとも、このような信託が公序良俗違反(民法90条)であるとして無効とされる可能性はあり、その際に信託法91条の期間が参考とされる可能性も否定できないとは言えよう。
- (123) 田中・前掲(注111)246頁参照。
- (124) 前注91に対応する本文を参照。
- (125) 前注8-11およびこれらに対応する本文を参照。
- (126) 一般財団法人制度の創設に当たっても指摘されていた、非公益目的での財産の固定化と効率的な活用の阻害の恐れに対しては、休眠法人のみなし解散制度(一般法人法203条)により対処がなされていると説明されることがあるが(中田裕康「取引法における一般財団法人と目的信託」『川井健先生傘寿記念論文集 取引法の変容と新たな展開』(日本評論社、2007年)112頁、115頁、118頁)、同制度の適用は5年に一度何らかの登記(たとえば役員の変更に関するもの)を行うことにより免れることができるため、対策になっているとはいえないように思われる。
- (127) 一般社団法人においても、特定の財産の維持を当該法人の目的として定款に規定することは可能であるが(定款による基本財産の維持の制度は存在しない)、この目的は社員総会の決議によって変更することが可能である(一般法人法146条)。その評判等から設立者の意図に従うと信じるこ

のできる者を社員としておくことは考えられなくはないが、法律上は、目的信託や一般財団法人と同水準の財産処分の制約をかけることはできないと評価できよう。

- (128) 村松ほか・前掲(注56)380頁注4は、「委託者と受託者とが存続期間経過後の信託の存続の合意を存続期間経過時にする場合には、あえて信託の終了・清算をさせる必要にも乏しい」として更新を認めるが、帰属

権利者やその債権者の利益を考慮すれば、一度目的信託は終了し、信託財産が帰属権利者に分配された上で、帰属権利者が再度目的信託を設定すると構成せざるを得ないと思われる(新井・前掲(注25)587頁注42〔中村=鈴木〕)。

- (129) 前注14-17およびそれに対応する本文を参照。